

無担保住宅ローン



自宅の購入資金・リフォーム資金、住宅ローンの借換えなど
住宅資金全般にご利用いただけます。

最長20年、
2,000万円
までご利用
可能

変動金利
通常金利
(ご融資金額
1,000万円以内、
団体信用生命保険
の加入なし)

年 **3.10%**
(保証料込み)

変動金利
通常金利
(ご融資金額
1,000万円超、
団体信用生命保険
の加入が必要)

年 **3.40%**
(保証料込み)

無担保住宅ローンプライム

適用金利 年 **3.04%** 適用金利 年 **3.34%**
(ご融資金額1,000万円以内)
(団体信用生命保険の加入なし) (ご融資金額1,000万円超)
(団体信用生命保険の加入が必要)

対象条件 次のいずれか一つでも該当する方

- インターネットからお申込みのお客さま
- しんきん保証基金保証付の個人ローン・住宅ローンをご利用のお客さま
- しんきん保証基金保証付のカードローン(同時申込も可)をお持ちのお客さま

※ご融資後の金利については、毎年4月1日および10月1日の個人ローン短期プライムレートを基準として、見直しを行います。



お申込みは
コチラ▼



ご利用 いただける方	● 当金庫の営業地区内にお住まいまたは勤務されている方 ● 当金庫の営業地区内で営業されている個人事業主の方 ● 年齢が満20歳以上の方 ● 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けることができる方	ご返済方法	毎月元利均等返済または毎月元金均等返済(元金返済期間は6ヶ月以内) ※お借入金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用も可
お使いみち	申込人が居住(居住予定を含む)し申込人若しくはその家族配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟が所有している自宅、またはその家族が居住居住予定を含むし申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ① 不動産の購入資金・新築資金・建替え資金・リフォーム増改築・修繕資金およびそれに伴う諸費用 ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点まで支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込人が①を使途として自信用金庫を含む金融機関・販賣会社等から借り入れたローン無担保の借換え資金(借換えに伴う線上完済にかかる手数料を含む) ③ 申込人が①を使途として自信用金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う線上完済にかかる手数料を含む)	ご融資利率	ご融資金額1,000万円以内 年3.10%(団体信用生命保険の加入なし) ご融資金額1,000万円超 年3.40%(団体信用生命保険の加入が必要)
保証料	金利に含まれます。	担保・保証人	(一社)しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
手数料	新規取扱事務手数料 55,000円(税込)	必要書類	● 運転免許証等顔写真付きの本人確認書類(顔写真付きの書類がない場合は健康保険証でも可) ● 公的所得証明書・源泉徴収票、確定申告書(控)のいずれか ● 資金用途確認書類(見積書、契約書、注文書、支払済みの場合は領収書等) ● 対象物件の全部事項証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)
その他			● ご融資金は、ご購入先や工事契約先等へお振込みいただけます。その際の振込手数料は、お客様ご負担となりますので、ご了承ください。 ● 最新的ご融資利率や返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください(ホームページの「ローンシミュレーション」でも返済額の試算することができます)。

当金庫の無担保住宅ローンを
ご利用になるお客様へ

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫
<https://www.shinkin.co.jp/hiratuka/>

- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。
- 毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口で試算いたしますので、お気軽にお問合せください。
- 詳しくは、本支店窓口までお問合せください。なお、窓口に商品概要説明書をご用意しております。
- 東海大学駿府支店・南口支店・相模原中央支店では、融資のご相談、お申し込みはお取扱いをしておりません。最寄りの店舗をご案内させていただきます。



FSC®認証紙はおよび石油系溶剤の代わりに植物油を用いた
「植物油インク」を使用して印刷しています。

UD
FONT

令和7年3月17日現在

しんきん個人ローン仮審査申込書

(兼 保証委託申込書)

カードローン<セットプラン>同時申込用

平塚信用金庫 御中 御中

一般社団法人しんきん保証基金

1.私は、一般社団法人しんきん保証基金の保証により下記のとおり標記ローンを申し込みます。

2.私は、この申込書下部の「個人情報の取り扱いに関する同意条項(仮審査/事前審査用)」により、私の個人情報が取り扱われることに同意します。

下記太線内のすべての項目について、お申込みされるご本人さまがご記入ください。

お申込日

年 月 日

フリガナ	姓		名	ご住所		
お名前						
生年月日	3.昭和 4.平成 年 月 日 (満 歳)		性別	1.男性 2.女性	自宅電話	()
運転免許証	有・無	運転免許証番号			携帯電話	()

お借入希望額	万円	お使い みち	新車購入(33) 中古車購入(34) 車購入借入返済(72) 車検・修理(71) 新築建物取得(83) 中古建物取得(84) 新築マンション取得(85) 土地のみ取得(87) 家屋 増改築(22) 建替え(88) 住宅ローンの償換(82) 学校納付金(41) 物品購入(23) 医療費(25) レジャー・旅行(27) その他借入金返済(73) 借入金おまとめ資金(74) 事業性資金(93) その他[] ※事業性資金(93)はフリーローン専用です。	ご購入 予定先	TEL ()
お借入希望期間	年 か月				

お勤め先	勤務先名	所属部課 []	職業	正社員 一般(12) 正社員管理職(11) 法人役員(01) 自営業(05) 国家公務員(03) 地方公務員(04) 年金受給者(06) その他[]	業種	農林(01) 渔業・水産(02) 製造(03) 建設・土木(04) 運送(06) 飲食(08) 理容・美容(09) 娯楽・関連(10) 旅行・ホテル(13) 不動産(15) 保険・証券(07) その他金融(16) 小売・卸売(14) その他サービス(11) その他[](99)		
勤務先 住 所	〒 -		勤務先電話番号	()	勤続年数	年 か月	従業員数	10人未満(1) 50人未満(2) 100人未満(3) 500人未満(4) 500人以上(5)
配偶者	有・無	同居のご家族	子()人 その他()人	お住まい	本人持家(1) 家族持家(2) 公営住宅(6) 借家[一戸建](7) 賃貸・住み込み(8) その他[](9)	前年 年収	万円	※前年年収とは、給与所得者の場合は税込年収、自営業者の場合は経費等控除後の所得をさします。

配偶者	有・無	同居のご家族	子()人 その他()人	お住まい	本人持家(1) 家族持家(2) 公営住宅(6) 借家[一戸建](7) 賃貸・住み込み(8) その他[](9)	居住年数	年 か月
-----	-----	--------	------------------	------	---	------	------

審査結果のご連絡先 (電話連絡)	1.ご自宅 2.勤務先 3.携帯	連絡希望 日時	月 日 午前・午後 時頃	平日10:00~16:00の間でご指定ください。※ご希望がある場合のみご記入ください。	お取引 希望店	支店
---------------------	------------------------	------------	--------------	---	------------	----

カードローン《セットプラン》を同時に申し込みの場合は、ご希望の貸越極度額を一つお選びください。上記ローンと同時に仮審査いたします。				希望貸越 極度額	10万円・20万円・30万円 50万円・100万円	※審査結果のご連絡の後、別途正式なお手続きが必要となります。
---	--	--	--	-------------	------------------------------	--------------------------------

【個人情報の取り扱いに関する同意条項(仮審査/事前審査用)】

〔当金庫にかかる個人情報の取り扱いに関する同意条項(仮審査/事前審査用)〕
申込人等(連帯債務者を含む)、物上保証人を含む。以下同じ)は、保証金用中央金庫(以下「信用金庫」という)への一般社団法人しんきん保証基金(以下「基金」という)の保証による標記のローン申込または契約に関する同意条項に基づき個人情報を取り扱うことに同意します。

なお、ローン申込書および契約規定に当同意条項と同趣旨の記載がある場合においても、当同意条項が優先して適用されることに同意します。

1. 申込人は、基金が個人情報の保護に関する法律に基づき、信用金庫の融資業務における次の利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を取得、保有、利用することに同意します。

(1)法令等に基づく本人との確認や、金融商品やサービスをご利用いただける資格等の確認のため

(2)融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため

(3)個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

(4)回債信用情報の加入業務等を円滑に遂行するため

(5)基金が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行にあたり、必要な情報を収集・整理するため

(6)その他、申込人等とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

など、信用金庫は、通常の個人情報の利用目的が、法令等(信用金庫法施行規則第10条余る限り第110条等)によって規定されている場合には、当該利用目的に付随してあります。

2. 申込人は、信用金庫が必要とした場合、申込人等との連帯免許証等により、本人確認のための書類を取得、保有、利用することに同意します。

3. 申込人は、信用金庫が団体信用生命保険の加入業務等を円滑に遂行するため、必ず保険医療情報等を取得、保有、利用することに同意します。

4. 申込人は、基金は、信用金庫が基金に、申込人等に関する下記(1)の情報を、基金における下記(2)の目的の達成に必要な範囲で提供することに同意します。

(1)提供する個人情報

上記(1)に基づき取得し保有する個人情報

(2)提供を受けた基金における利用目的

①与信判断のため

②与信なしに付与し信後の権利の保全、管理、変更および権利行使のため

③与信後の権利に関する権利譲渡等の取引のため

④取引およびお取引終了後の他の事業に関する記録保存のため

⑤宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等のため

⑥基金内部における市場分析ならびに商品サービスの研究開発のため

⑦その他個人情報の業務の適切かつ円滑な遂行のため

5. 申込人は、信用金庫が連帯保証人および物上保証人に債務残高等、信用金庫の保有する個人情報を提供することに同意します。

6. 信用金庫は、申込人がローン申込みに必要な記載事項の記入を希望しない場合にあらかじめ当同意条項および正式な申込時の同意条項の内容の全部または一部に同意できない場合、本契約をお断りすることがあります。

7. 申込人は、個人信用情報機関の利用、登録等について、別掲の「個人信用情報機関の利用、登録等」に同意します。

※物上保証人・予定者は適用されません。

8. 申込人は、本契約が不成立の場合や、解約・解除された場合であってもその理由の如何を問わず、本契約にかかる申込・契約をした事実に関する個人情報が信用金庫および個人信用情報機関において一定期間登録され、利用されることに同意します。

〔当金庫にかかる個人情報の取り扱いに関する同意条項(仮審査/事前審査用)〕

申込人等(連帯債務者を含む)、物上保証人予定者を含む。以下同じ)は、標記信用金庫(以下「信用金庫」という)への一般社団法人しんきん保証基金(以下「基金」という)の保証による標記のローン申込みまたは契約に伴う保証委託に関して、当同意条項に基づき個人情報を取り扱うことに同意します。

扱われることに同意します。

なお、保証委託申込書および保証委託約款に当同意条項と同趣旨の記載がある場合においても、当同意条項の適用されることに同意します。

1. 申込人は、基金が、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を保護する法律に基づき、下の個人情報を、保証委託書を講じて取得、保有、利用する目的により同意します。なお、基金は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を取扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合には、委託先に対し必要なかつ適切な監督を行います。

(1)業務の運営等のため

①与信なしに付与し信後の権利の保全、管理、変更および権利行使のため

②取引およびお取引終了後の他の事業に関する記録保存のため

③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等のため

④基金内部における市場分析ならびに商品サービスの研究開発のため

⑤その他個人情報の業務の適切かつ円滑な遂行のため

(2)利用目的

①利用目的、登録先、契約日、利用日、利用額、返済額、返済方法、返済用口座等、ローン申込みまたは契約の内容に関する情報

②電話番号の実在履歴を確認するための情報

③利用目的、登録先、契約日、利用日、利用額、返済額、返済方法、返済用口座等、ローン申込みまたは契約の内容に関する情報

④ローン契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況および取引の記録(連絡内容等を含む)に関する情報

⑤申込人等の責任、負担、收入、支出、本契約以外に基金と締結する契約に関する利用残高、返済状況等、申込人等の支払能力を判断するための情報

⑥申込人等の登録免許証等に掲載された本人確認に必要な情報

⑦申込人等の住民票等、基金の附籍等に関する、申込人等の居住地を確認するため必要な情報、及びお取引後の管理において相続人等を確認するため必要な情報

⑧回債信用情報の加入の有無を確認するために必要な保険医療情報等

2. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録情報等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

3. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

4. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

5. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

6. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

7. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

8. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

9. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

10. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

11. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

12. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

13. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

14. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

15. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

16. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

17. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

18. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

19. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

20. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

21. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

22. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

23. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

24. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

25. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

26. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

27. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

28. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

29. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

30. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

31. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

32. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

33. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

34. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

35. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

36. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

37. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

38. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

39. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

40. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

41. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

42. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

43. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

44. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

45. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

46. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

47. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

48. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

49. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

50. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

51. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

52. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

53. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

54. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

55. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

56. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

57. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

58. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。

59. 申込人は、基金が登録する個人情報等を含む登録内容等を含む登録料金等を支払った場合に、登録料金等を返却するための権利を有するものとします。